

## 保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和元年7月4日

大阪税関長 高木 隆

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原 因	蔵置中の 外國貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
丸善運輸倉庫(株)  大阪府大東市新田境町4番1号	丸善運輸倉庫(株) 本社営業所  大阪府大東市新田境町24番地1	廃業	令和元年 7月5日	令和元年 6月30日